

大分地方最低賃金審議会運営小委員会

議 事 次 第

1 日 時 令和 7 年 8 月 20 日（水）午後 1 時 30 分から

2 場 所 大分第二ソフィアプラザビル 4 階会議室
（大分市東春日町 17 番 20 号）

3 議 題

- （１）特定最低賃金参考人意見聴取について
- （２）特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- （３）その他

大分地方最低賃金審議会運営小委員会資料

(令和 7 年 8 月 20 日)

(資料番号)

№ 1 ……特定最低賃金参考人意見聴取時間割表

№ 2 ……特定最低賃金関係労使意見聴取書

№ 3 ……特定最低賃金関係賃金実態調査結果

№ 4 ……大分県地域別・特定（産業別）最低賃金の推移状況

№ 5 ……特定（産業別）最低賃金の協約最低賃金表

№ 6 ……大分地方最低賃金審議会運営小委員会規程

大分地方最低賃金審議会運営小委員会

委 員 名 簿

(５０音順)

区分	氏 名	現 職
公益代表	井田 雅貴	弁護士・社会保険労務士
	加藤 典生	大分大学 経済学部教授
	松隈 久昭	大分大学 経済学部教授
労働者代表	阿部 信幸	ＵＡゼンセン大分県支部次長
	二宮 研介	連合大分副事務局長
	藤本 雅史	連合大分事務局長
使用者代表	大塚 浩	大分県商工会議所連合会専務理事
	藤野 久信	大分県経営者協会専務理事
	渡辺 登	大分県中小企業団体中央会専務理事

大分県の最低賃金（地域別最低賃金・特定最低賃金）の推移

区 分	年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
地 域 別 最 低 賃 金	時間額	694	715	737	762	790	792	822	854	899	954
	引上額	17	21	22	25	28	2	30	32	45	55
	引上率	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.79	3.89	5.27	6.12
特 定（産業別）最低賃金	年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
鉄 鋼 業	時間額	836	861	887	915	947	951	981	1,010	1,053	1,106
	引上額	19	25	26	28	32	4	30	29	43	53
	引上率	2.33	2.99	3.02	3.16	3.50	0.42	3.15	2.96	4.26	5.03
非 鉄 金 属 製 造 業	時間額	825	846	866	886	907	911	936	965	1,005	1,053
	引上額	18	21	20	20	21	4	25	29	40	48
	引上率	2.23	2.55	2.36	2.31	2.37	0.44	2.74	3.10	4.15	4.78
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額	749	764	784	807	832	835	864	896	941	996
	引上額	14	15	20	23	25	3	29	32	45	55
	引上率	1.90	2.00	2.62	2.93	3.10	0.36	3.47	3.70	5.02	5.84
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船舶機関製造業	時間額	798	813	833	853	875	878	894	916	951	997
	引上額	13	15	20	20	22	3	16	22	35	46
	引上率	1.66	1.88	2.46	2.40	2.58	0.34	1.82	2.46	3.82	4.84
各 種 商 品 小 売 業	時間額	714	716	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし
	引上額	10	2	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用
	引上率	1.42	0.28								
自動車（新車）小売業	時間額	762	780	799	821	844	848	872	902	942	991
	引上額	15	18	19	22	23	4	24	30	40	49
	引上率	2.01	2.36	2.44	2.75	2.80	0.47	2.83	3.44	4.43	5.20
業種単純平均	引上額	14.8	16.0	21.0	22.6	24.6	3.6	24.8	28.4	40.6	50.2
	引上率	1.92	2.01	2.58	2.71	2.87	0.41	2.80	3.13	4.34	5.14

(引上額：円) (引上率：%)

大分地方最低賃金審議会運営小委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、大分地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議決により設置された運営小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し必要な事項について定めるものとする。

(組 織)

第2条 小委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各3名をもって組織する。

(審議事項)

第3条 小委員会では、審議会会長から付託された事項について審議を行うものとする。

(小委員会)

第4条 小委員会に小委員会委員長及び小委員会委員長代理を置く。

2 小委員会委員長及び小委員会委員長代理は、公益を代表する委員のうちから選出する。

3 小委員会委員長は、会務を総理する。

(会議の招集)

第5条 小委員会は、小委員会委員長が必要と認めたときのほか、審議会会長、大分労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、小委員会委員長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が、会議の開催を請求しようとする場合には、緊急やむを得ない場合を除き、付議事項及び希望開催期日を少なくとも当該期日の10日前までに、小委員会委員長に通知しなければならない。

3 小委員会委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも7日前までに付議事項、開催日時及び場所を委員に通知するとともに局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第6条 小委員会委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議

に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を小委員会委員長に適当な方法で速やかに通知するものとする。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ小委員会委員長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第7条 委員は、会議において発言しようとするときには、小委員会委員長の許可を受けなければならない。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、小委員会委員長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 小委員会委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第9条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、小委員会委員長及び小委員会委員長の指名した委員2人が確認するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、小委員会委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第10条 小委員会委員長は、小委員会が議決を行ったときには、審議会に報告するも

のとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成28年 5月27日から施行する。

改 正

令和 5年 7月 4日